

# 危険業務従事者叙勲・ 秋の叙勲・秋の褒章

第37回危険業務従事者叙勲および令和3年秋の叙勲、秋の褒章の受章者が発表され、仙北市からは次の方々を受章されました。心からお祝い申し上げます。(※年齢は受章時を掲載)

## <危険業務従事者叙勲> 瑞宝双光章



**菅原一男** さん  
(67歳 角館町金山下)  
元大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防隊長(消防監)。昭和48年4月、同組合に消防吏員として採用されて以来、同本部警防課長や角館消防署長などを歴任。平成27年3月までの長きにわたり危険性が高い業務に従事し、地域の安全・安心のために尽力されました。

## <秋の叙勲> 瑞宝単光章



**能美務** さん  
(82歳 田沢湖卒田)  
元警察庁技官。昭和33年、警察庁技官として採用後、同技官となり東北管区警察庁の各県通信部で警察で使用する無線機や衛星通信などの運用・維持管理に従事。現業管理官(衛星通信)を退職するまでの42年間にわたり災害・事件現場の通信網確保に尽力されました。

## <秋の叙勲> 瑞宝単光章



**高貝寿孝** さん  
(72歳 角館町上野)  
元仙北市消防団分団長。昭和45年、角館町消防団に入団。平成22年から平成26年まで分団長として活躍。入団より48年余りの長きにわたり地域の防火・防災のリーダーとして尽力されました。また、豊富な経験と優れた指導力で団員の育成強化に務められました。

## <秋の褒章> 藍綬褒章



**坂本邦夫** さん  
(82歳 田沢湖生保内)  
元仙北市防犯協会会長。昭和49年、角館警察署防犯連絡員として委嘱を受け以来、仙北市防犯協会会長や秋田県防犯協会連合会理事などを務められました。47年余りの長きにわたり、行政や警察と連携して防犯思想の普及高揚および犯罪防止に尽力されました。

### 市立角館総合病院の職員を募集しています

【問合せ】市立角館総合病院 総務管理課 ☎(54)2111



- 随時募集**  
募集職種・採用予定人数・受験資格  
**助産師** 若干名  
昭和42年4月2日以降に生まれた方で、現に助産師免許を有する方または令和3年度中に実施する国家試験で助産師免許を取得見込みの方
- 試験内容**／作文試験▼面接試験  
その他／免許取得見込みの方は令和4年度の採用となります。
- 追加募集**  
募集職種・採用予定人数・受験資格  
**薬剤師** 若干名  
昭和62年4月2日以降に生まれた方で、現に薬剤師免許を有する方または令和3年度中に実施する国家試験で薬剤師免許を取得見込みの方
- 臨床検査技師** 若干名  
平成7年4月2日以降に生まれた方で、現に臨床検査技師免許を有する方または令和3年度中に実施する国家試験で臨床検査技師免許を取得見込みの方
- 看護師** 若干名  
昭和47年4月2日以降に生まれた方で、現に看護師免許を有する方または令和3年度中に実施する国家試験で看護師免許を取得見込みの方

- 試験内容**／医療従事者として必要な基礎知識に関する試験(専門基礎科目試験)▼作文試験▼面接試験
- 共通事項**  
受付期限／2月28日(月)  
※土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時まで。郵送の場合は2月28日(月)必着に限りです。  
※応募状況により随時締め切る場合があります。
- 試験日**／応募状況により、日程調整のうえ実施します。  
●**欠格事項**／次の欠格事項に該当する方は受験できません。  
●**日本国籍を有しない方**  
●**地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方**



要綱などの詳細は市立角館総合病院のホームページ(<https://kakuodate-hp.com/>)をご覧ください。



### 完全予約制によるマイナンバーカードの 時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課 市民係(角館庁舎) ☎(43)3307



- 写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います(交付は予約した方のみに限ります)。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなっておりますので、あらかじめご了承ください。
- 時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡ください(マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です)。
- マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要がございますので、ご注意ください。
- 時間外交付日時**／1月12日、26日、2月2日、16日、3月2日、16日(毎水曜日)17時15分～19時
  - 持参する物**／マイナンバーカード発行通知書のハガキ▼マイナンバーの通知カード(紛失している場合には、紛失届を記入していただきます)▼本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳(年金証書でも可)および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類(社員証、学生証、医療受給者証など)▼住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ※詳細はマイナンバーカード発行通知書のハガキに記載されています。

### 防災無線 聞き逃し サービス

防災無線の情報を電話で確認することができます

▶テレドーム  
(テレホンサービス)

☎0180-991555

※ご利用には通話料がかかります(固定電話はダイヤル通話料、携帯電話は1分50円くらいの通話料)。



防災無線の情報がメールで届きます

▶安全安心メール  
(登録制メール)

※事前の登録が必要です。詳しくは仙北市ホームページ(<http://anshin.city.semboku.akita.jp/lists/>)からご確認ください。



税務課からのお知らせ 【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

給与支払報告書の提出について

担当 税務課 市民税係

給与を支払った方は、

給与支払報告書の提出が必要です

令和3年中に給与・賞金など(専従者給与やパート、アルバイト代も含みます)を支払った方は、給与・賞金などを、受け取った方が令和4年1月1日現在で、実際に居住する住所地の市町村税務担当課に給与支払報告書を提出していただく義務があります(地方税法第317条の6第1項)。

マイナンバー・法人番号の記載は忘れずに！  
マイナンバーや法人番号についても所定の欄に漏れなく記入し、必ず期限までに提出してください。

給与支払報告書の作成について

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正確な記入を心がけてくださるようお願いいたします。給与支払報告書を提出しなかった方、または、虚偽の記載をした方については、罰則が設けられていますのでご注意ください。1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます(地方税法第317条の7)。

令和4年度給与支払報告書を提出した方の中で、令和4年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出いただく必要があります(地方税法第317条の6第2項)。



- 提出期限/1月31日(月) ※早期提出にご協力をお願いします。
- 提出先/税務課市民税係(〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地) ※給与・賞金などを受け取った方が令和4年1月1日現在で、実際に居住する住所地の市町村税務担当課に提出することになります。
- 提出物/総括表：1枚
- 個人別明細書：給与・賞金などを受け取った方1人につき2枚 ※個人別明細書は、最寄りの市役所・出張所に備え付けているのでご利用ください。
- 提出方法/給与支払報告書(総括表)を先頭に、給与支払報告書(個人別明細書)を特別徴収者と普通徴収者とを仕切り紙で明確に区分して提出してください。なお、普通徴収者については、普通徴収とする理由の記入欄についても漏れなく記入をお願いします。
- ※総括表・仕切り紙などの様式は、仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl/service/zeimu\_minzei.html)からダウンロードできます。

e-taxの利用について

担当 税務課 市民税係

令和4年2月上旬から3月中旬に実施する所得税・市県民税の申告相談について、今年度も新型コロナウイルス感染症予防対策として、申告者の分散化や、受付人数の制限を予定しています。

そのため、所得税の還付申告などについては、なるべくe-tax(電子申告システム)をご利用ください。新型コロナウイルス感染症予防、申告する皆さまの利便性向上、申告会場の混雑緩和を目的とするもので、趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

電子申告にはマイナンバーカードが必要です

- 利用手順/マイナンバーカードの取得  
カードリーダーライターの購入または、スマートフォンで代用可能
- e-tax利用者登録

e-tax利用のメリット

- ▶新型コロナウイルス感染症予防対策
- ▶自宅から24時間申告可能(待ち時間もありません)
- ▶マイナンバーカードのメリット  
保険証として登録することによりマイナポータルで、医療費の閲覧が可能になります。
- ▶確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能になります(2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能)。

詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/e-tax/)で「確認」ください。



市県民税の申告の必要がない方

担当 税務課 市民税係

次のいずれかに該当する方は、

- ① 税務署へ確定申告書を提出する方。
- ② 1か所からの給与収入のみの方で、そのほか収入がなく、勤務先で年末調整を済ませた方(ただし、年末調整へ社会保険料等控除、配偶者・配偶者特別控除、扶養控除、生命保険・地震保険料控除、2年目以降の住宅借入金等特別控除)で調整手続きが完了する方。

- ③ 公的年金収入のみの方で、令和3年中の収入が148万円以下の方。
- ④ 公的年金収入のみの方で、令和3年中の収入が400万円以下で、年金保険者へ扶養親族等申告書を提出済みで、配偶者控除または扶養控除以外の所得控除または、税額控除がない方。

償却資産の申告書の提出をお願いします

担当 税務課 固定資産税係

令和4年度の固定資産税償却資産の申告期間になりました。

令和4年1月1日現在所有の償却資産について、1月31日(月)までに申告書の提出をお願いします。昨年申告された方には、12月下旬に申告書を発送していますが、新規に事業を開始された方などお手元に届かない場合はご連絡ください(未申告が判明した際には、最大5年分が一度に課税される場合があります)。

個人事業主・営業者の方へ

市県民税等申告相談の際の減価償却費の申告と、固定資産税償却資産の申告は異なります。所有資産が耐用年数を経過した資産のみの方、減価償却の申告のみをされた方も固定資産税償却資産の申告をしてください。

償却資産とは？

農業・商店などの経営や駐車場・貸家の賃貸などの事業に用いる構築物・機械・備品などを償却資産といひ、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

- 申告対象者/法人や個人を問わず、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている方。
- 個人番号・法人番号の記入について/償却資産申告書にマイナンバーの記入が義務付けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

- 提出期限/1月31日(月)
- 提出先/税務課、各市民センター、各出張所

e-LTAXについて

e-LTAXを利用した電子での提出を推進しています。国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、e-LTAXで一元的に送信することができます。ぜひご利用ください。

詳しくは、e-LTAXホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)で「確認」ください。





過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除のお知らせ

【問合せ】企画政策課（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1112



市内産業の振興を促進するため、仙北市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例にもとづき、一定の要件を満たした場合、3年間固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

● 対象業種

- ▶ 製造業
- ▶ 農林水産物等販売業
- ▶ 旅館業（下宿業を除く）
- ▶ 情報サービス業等（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査など）

- ▶ 課税免除の対象資産  
家屋（直接事業の用に供する部分）
- ▶ 償却資産（直接事業の用に供する機械・装置など）
- ▶ 土地（直接事業の用に供する建物を建てるために取得した土地で、取得日の翌日から起算して1年以内に建設の着手をした場合に限る）

詳しくは、仙北市ホームページ（https://www.city.semboku.akita.jp/news/topics/whatsnew.php?id=3105）をご覧ください。様式ダウンロードなどもできます。



- 課税免除の適用要件  
青色申告を行う法人または個人であること。
- 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をした設備であること。
- ※取得等とは、取得や製作、建設をいい、建物とその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕または模様替をいう）のための工事による取得または建設を含む。ただし、資本金の額などが5000万円を超える法人が行うものにあつては新設または増設に限る。
- ※令和3年1月1日から3月31日までに取得した設備については旧条例での適用となります。

- 直接事業の用に供する対象資産の取得価額の合計額が下記の基準額を超えないこと。
- 課税免除期間／新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度
- 申請手続き／毎年1月31日までに、企画政策課へ申請書類などを提出

● 対象資産の取得価額の合計の基準額

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
▶ 製造業 ▶ 旅館業	取得価額の合計が500万円以上の取得等（建物の改修などを含む）	取得価額の合計が1,000万円以上の新設または増設	取得価額の合計が2,000万円以上の新設または増設
▶ 農林水産物等販売業 ▶ 情報サービス業等	取得価額の合計が500万円以上の新設または増設		

年末年始を安全に過ごすために

【問合せ】消費生活センター（角館庁舎） ☎ (43) 33313



高齢者の事故に注意！

年末年始は家族の帰省などもあり、高齢の方がいつもと違う行動をとってしまう時期です。年末年始など冬のこの時期に起こりやすい高齢者の事故防止のため、消費者庁がまとめたポイントをご紹介します。

● 落ちによる窒息

死亡事故の4割が1月に、2割が正月三が日に発生！



● 事故を防ぐためのポイント  
もちは小さく切り、食べやすい大きさにしてください。

● お茶や汁物などを飲み、のどをうるおしてから食べましょう（ただし、よくかまないうちに流し込むのは危険です）。

● 一口の量は無理なく食べられる量にしましょう。ゆっくりとよくかんでから飲み込むようにしましょう。

入浴中のでき水

● 自宅の浴槽内での死者数は交通事故の約2倍！

● 事故を防ぐためのポイント

▶ 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。

▶ 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。

▶ 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。

▶ 食後すぐの入浴や、飲酒後の入浴は避けましょう。

▶ 湯温や部屋間の温度差、入浴時間など、普段意識しにくい部分について、温度計やタイマーを活用して見える化するようにしましょう。

仙北市選挙管理委員会からのお知らせ

【問合せ】選挙管理委員会事務局（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1150



仙北市選挙管理委員会が再任されました

任期満了に伴う仙北市選挙管理委員の選挙が9月6日の令和3年第4回仙北市議会定例会で行われ、4人の方が再任されました。

- ▶ 委員長／藤原儀英（田沢湖）
- ▶ 委員長／佐藤透（西木）

再任されました

仙北市議会議員一般選挙の日程が決まりました

令和4年4月30日任期満了による「仙北市議会議員一般選挙」の日程が、4月10日(日)に告示、4月17日(日)に投票と決まりました。

なお、この選挙から議員の定数が16人となります。

冬期間、養護を必要とする高齢者を一時的に支援します

【問合せ】長寿支援課（角館庁舎） ☎ (43) 2281



仙北市高齢者共同生活支援事業の利用申請を追加で受け付けます。

- 事業の目的／家庭の事情により養護を必要とする高齢者を、一時的に施設で支援することにより、高齢者とその家族の冬期間の生活の安定を図ります。
- 利用対象者／仙北市に居住する65歳以上の高齢者で、養護を必要とし自力で共同生活ができる方
- 利用定員／3室（洋室2、和室1）
- 洋室：2人、和室1人または1家族2人の利用が可能
- 利用期間／2月から4月末までの3か月間

● 使用料／1日2300円（食費含む）

● 利用施設／社会福祉法人県南ふくし会 特別養護老人ホーム清流苑内（西木町桜木内字松葉232番地）

● 利用の申請／利用を希望される方は、申請書などの一式を1月14日(金)まで長寿支援課へ提出してください。

● 申請書などは長寿支援課と各市民センターにあります。

● その他／日常生活に支援が必要な方は、事前に長寿支援課へご相談ください。

みんなで取り組む

エスディーゼーズ

SDGs

vol.17 最終回

地域の未来のために、私たちができることはなんだろう？

あたり前の暮らしをこの先もずっと続けるために、私たち一人ひとりが考え、行動に移すことが大切です。SDGsは、「誰一人取り残さない」社会を実現する世界共通目標です。

全部で17個あるSDGsの目標のうち、今号は「目標17」をご紹介します。

問 仙北市地方創生・総合戦略室 ☎ 43-3315

17の目標から今回紹介するのは…



SDGs 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

SDGsのスローガンは「誰一人取り残さない」ですが、逆の見方をすれば「すべての人々が取り組むべき目標」と言えます。

一人ひとりの小さな行動は、「パートナーシップ」によって世界中の大きな動きになり、持続可能な社会をつくれます。大切なことは、SDGsに関する情報を積極的にキャッチし、社会全体の動きを知ったうえで、私たち一人ひとりが正しい選択・行動をすることです。

問題になっていること

- ▶ SDGsに関心がないこと
- ▶ 目標達成に向けた取組、行動をしないこと

私たちにできること

- ▶ 数年先のよりよい未来を想像する。
- ▶ よりよい未来のために、自分ができることを実践する。
- ▶ 家族や友だち、地域の人々と一緒に考え、行動する。

みんなで一緒に取り組みましょう！

